

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(附則)

| | |
|---|----|
| ○ 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号) (附則第五条関係) | 1 |
| ○ ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) (附則第七条関係) | 5 |
| ○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号) (附則第八条関係) | 7 |
| ○ 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号) (附則第九条関係) | 9 |
| ○ 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号) (附則第十条関係) | 15 |
| ○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号) (附則第十条関係) | 16 |
| ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号) (附則第十条関係) | 17 |
| ○ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号) (附則第十一条関係) | 18 |
| ○ 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) (附則第十二条関係) | 20 |
| ○ 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号) (附則第十三条関係) | 22 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（許可の欠格事由）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第 号。以下「水素等供給等促進法」という。）第二十三条第二項の規定により水素等供給等促進法第十二条第一項又は第十七条第一項の承認を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>五 水素等供給等促進法（第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八条第一項の規定に限る。以下この号、第二十九条第四項第二号、第三十条、第三十九条の四第一項第三号及び第五十八条の十九第一号において同じ。）又は水素等供給等促進法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>六 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（製造保安責任者免状及び販売主任者免状）</p> <p>第二十九条 （略）</p> | <p>（許可の欠格事由）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>（製造保安責任者免状及び販売主任者免状）</p> <p>第二十九条 （略）</p> |

2・3 (略)

4 経済産業大臣又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を行わないことができる。

一 (略)

二 この法律、液化石油ガス法若しくは水素等供給等促進法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 (略)

第三十条 経済産業大臣又は都道府県知事は、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者がこの法律、液化石油ガス法若しくは水素等供給等促進法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第三十八条 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

一〜五 (略)

六 第七条第二号から第六号までに該当するに至つたとき。

2・3 (略)

4 経済産業大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を行わないことができる。

一 (略)

二 この法律若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 (略)

第三十条 経済産業大臣又は都道府県知事は、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者がこの法律若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第三十八条 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

一〜五 (略)

六 第七条第二号から第四号までに該当するに至つたとき。

2 (略)

(欠格条項)

第三十九条の十五 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一・二 (略)

三 この法律若しくは水素等供給等促進法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四・五 (略)

2 (略)

(欠格条項)

第五十八条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第一項ただし書の指定を受けることができない。

一 この法律若しくは水素等供給等促進法又はこれらの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の三十(水素等供給等促進法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 (略)

(欠格条項)

第三十九条の十五 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一・二 (略)

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四・五 (略)

2 (略)

(欠格条項)

第五十八条の十九 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項ただし書の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十八条の三十の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(指定等)

第五十八條の三十の三 (略)

2 第五十八條の十九から第五十八條の二十四まで及び第五十八條の二十七から第五十八條の三十までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第五十八條の十九、第五十八條の二十、第五十八條の二十の二及び第五十八條の三十中「第二十條第一項ただし書」とあるのは「第三十五條第一項第一号」と、第五十八條の十九第二号中「第二十六條第二項」とあるのは「第二十六條第四項」と、第五十八條の二十、第五十八條の二十一から第五十八條の二十四まで、第五十八條の二十八及び第五十八條の三十中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第二十條第四項」とあるのは「第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

(指定等)

第五十八條の三十の三 (略)

2 第五十八條の十九から第五十八條の二十四まで及び第五十八條の二十七から第五十八條の三十までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第五十八條の十九、第五十八條の二十、第五十八條の二十の二及び第五十八條の三十中「第二十條第一項ただし書」とあるのは「第三十五條第一項第一号」と、第五十八條の二十、第五十八條の二十一から第五十八條の二十四まで、第五十八條の二十八及び第五十八條の三十中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第二十條第四項」とあるのは「第三十五條第三項」と読み替えるものとする。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（ガス事業以外のガスの供給等の事業を行う者に対するガス工 作物に係る規定の準用）</p> <p>第五十五条 第二十一条第一項及び第二項、第二十五条、第三十条 第二項、第三十一条並びに第三十二条（第六項を除く。）の規 定は、政令で定めるところにより、ガス事業以外のガスを供給 する事業又は自ら製造したガスを使用する事業（これらの事業 について鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、高圧ガス 保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、電気事業法（昭和三十 九年法律第七十号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下 「液化石油ガス法」という。）又は脱炭素成長型経済構造への 円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関す る法律（令和六年法律第 号。第七百七十五条において「水 素等供給等促進法」という。）第四章第三節の適用を受ける場 合にあつては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するもの を除く。）を行う者（以下「準用事業者」という。）に關し準 用する。この場合において、第三十二条第四項中「次の各号」 とあるのは「第一号」と、同条第五項中「前項各号」とあるの は「前項第一号」と読み替えるものとする。</p> <p>（高圧ガス保安法等の適用除外）</p> <p>第七百七十五条 高圧ガス保安法中高圧ガス（同法第二条に規定す</p> | <p>（ガス事業以外のガスの供給等の事業を行う者に対するガス工 作物に係る規定の準用）</p> <p>第五十五条 第二十一条第一項及び第二項、第二十五条、第三十条 第二項、第三十一条並びに第三十二条（第六項を除く。）の規 定は、政令で定めるところにより、ガス事業以外のガスを供給 する事業又は自ら製造したガスを使用する事業（これらの事業 について鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、高圧ガス 保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、電気事業法（昭和三十 九年法律第七十号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取 引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以 下「液化石油ガス法」という。）の適用を受ける場合にあつて は、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。） を行う者（以下「準用事業者」という。）に關し準用する。こ の場合において、同条第四項中「次の各号」とあるのは「第一 号」と、同条第五項中「前項各号」とあるのは「前項第一号」 と読み替えるものとする。</p> <p>（高圧ガス保安法の適用除外）</p> <p>第七百七十五条 高圧ガス保安法中高圧ガスの製造又は販売の事業</p> |

る高圧ガスをいう。)の製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定並びに水素等供給等促進法第四章第三節中高圧低炭素水素等ガス(水素等供給等促進法第十二条第一項に規定する高圧低炭素水素等ガスをいう。)の製造の事業及び製造のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（登録の拒否）</p> <p>第四条 経済産業大臣等は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは同条第四項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 この法律、<u>高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）</u>若しくは<u>脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第 号）</u>（<u>第四章第三節、第三十七条第二項及び第三十八條第一項の規定に限る。</u>第三十條第一号において「水素等供給等促進法」という。）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> | <p>（登録の拒否）</p> <p>第四条 経済産業大臣等は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは同条第四項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 この法律若しくは<u>高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）</u>又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> |

一 この法律、高圧ガス保安法若しくは水素等供給等促進法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 四 (略)

一 この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 四 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。</p> <p>イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第号。以下「水素等供給等促進法」という。）第十二条第一項の規定による承認に係る事業所において定置式設備により高圧ガス保安法第五条第一項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。</p> <p>イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数</p> |

事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置している全ての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可若しくは水素等供給等促進法第十二条第一項の規定による承認を受けている全ての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ・ハ (略)

三ノ十 (略)

(新設の届出等)

第五条 第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可又は水素等供給等促進法第十二条第一項の規定による承認に係る事業所であるものに限る。以下この章において同じ。）の新設（石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を増加するための工事その他の政令で定める工事をするにより第一種事業所となる場合における当該工事を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置

値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ・ハ (略)

三ノ十 (略)

(新設の届出等)

第五条 第一種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。以下この章において同じ。）の新設（石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を増加するための工事その他の政令で定める工事をするにより第一種事業所となる場合における当該工事を含む。以下同じ。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業

の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。

一〇四 (略)

二〇四 (略)

(消防法等の許可等との関係)

第九条 消防法第十一条第一項の規定による許可、高圧ガス保安法第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可又は水素等供給等促進法第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定による承認(以下「消防法等の許可等」という。)をする権限を有する総務大臣、経済産業大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「許可等権者」という。)は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可等の申請があつた場合には、前条第五項の規定による期間(同条第六項の規定により同条第五項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間)が満了する日(同条第一項の規定による指示又は同条第七項の規定による通知があつたときは、当該指示又は通知があつた日。次条において「指示期間の満了等に係る日」という。)までは、当該消防法等の許可等をしてはならない。

2 前項の規定に該当する場合のほか、許可等権者は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可等の申請があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該消防法等の許可等をしてはならない。

一 当該届出に係る新設等の計画について前条第一項の規定に

所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。

一〇四 (略)

二〇四 (略)

(消防法等の許可等との関係)

第九条 消防法第十一条第一項の規定による許可又は高圧ガス保安法第五条第一項若しくは第十四条第一項の規定による許可(以下「消防法等の許可」という。)をする権限を有する総務大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「許可権者」という。)は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合には、前条第五項の規定による期間(同条第六項の規定により同条第五項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間)が満了する日(同条第一項の規定による指示又は同条第七項の規定による通知があつたときは、当該指示又は通知があつた日。次条において「指示期間の満了等に係る日」という。)までは、当該消防法等の許可をしてはならない。

2 前項の規定に該当する場合のほか、許可権者は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可の申請があつた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、当該消防法等の許可をしてはならない。

一 当該届出に係る新設等の計画について前条第一項の規定に

よる指示があつた場合において、当該消防法等の許可等の申請の内容が、当該指示に従つて変更された場合の当該計画に適合していないと認めるとき。

二 (略)

3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可等が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文並びに高圧ガス保安法第二十条第一項及び第三項（これらの規定を水素等供給等促進法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十九条の二十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。

(実施の制限)

第十条 新設等の届出をした者は、指示期間の満了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る施設、高圧ガス保安法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可に係る同法第八条第一号に規定する製造のための施設及び水素等供給等促進法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による承認に係る同項に規定する施設（第十二条において「許可等施設」という。）に係るものを除く。次条第一項において同じ。）をしてはならない。

よる指示があつた場合において、当該消防法等の許可の申請の内容が、当該指示に従つて変更された場合の当該計画に適合していないと認めるとき。

二 (略)

3 新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設について消防法等の許可等が行われた場合における当該第一種事業所の施設に関する消防法第十一条第五項本文並びに高圧ガス保安法第二十条第一項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五条第一項又は第七条第一項の規定による届出に係る計画（当該計画について同法第八条第一項の規定による指示があつたときは、当該指示に従つて変更された場合の当該計画）」とする。

(実施の制限)

第十条 新設等の届出をした者は、指示期間の満了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事業所の新設又は変更（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る施設及び高圧ガス保安法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可に係る同法第八条第一号に規定する製造のための施設（第十二条において「許可施設」という。）に係るものを除く。次条第一項において同じ。）をしてはならない。

(使用停止命令)

第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大防止をするために必要な範囲内において、当該第一種事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

一 新設等の届出に係る新設等の計画に適合していない第一種事業所（当該計画に適合していない施設が許可等施設のみである場合を除く。） 当該第一種事業所を当該新設等の計画に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

二 新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反して新設又は変更をされた第一種事業所（当該計画に係る施設が許可等施設のみである場合を除く。） 当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

三・四 (略)

(都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が高圧ガス保安法第七十九条の三又は水素等供給等促進法第四十条の規定により当該第一種事業所に係るこれらの規定に規定する事務のいずれも処理することとされているものを除く。次項

(使用停止命令)

第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種事業所を設置している第一種事業者に対し、当該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大防止をするために必要な範囲内において、当該第一種事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

一 新設等の届出に係る新設等の計画に適合していない第一種事業所（当該計画に適合していない施設が許可施設のみである場合を除く。） 当該第一種事業所を当該新設等の計画に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

二 新設等の届出に係る新設等の計画について行われた第八条第二項の規定による指示に違反して新設又は変更をされた第一種事業所（当該計画に係る施設が許可施設のみである場合を除く。） 当該第一種事業所を原状に回復するまでの間

三・四 (略)

(都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長（特別区の区長並びに消防本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を除く。）は、この法律又は消防法の規定により、第一種事業所（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が高圧ガス保安法第七十九条の三の規定により当該第一種事業所に係る同条に規定する事務のいずれも処理することとされているものを除く。次項において同じ。）に係る届出の受理、許可

において同じ。)に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法の規定により第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたとき、又は水素等供給等促進法の規定により第一種事業所に係る通知の受理その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 (略)

、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を関係都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、高圧ガス保安法の規定により、第一種事業所に係る届出の受理、許可、命令その他の政令で定める行為をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を前項の市町村長に通知しなければならない。

3 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（地震防災応急計画の特例）</p> <p>第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第 号）第十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する危害予防規程</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（地震防災応急計画の特例）</p> <p>第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p> |

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（対策計画の特例）</p> <p>第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項（<u>脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第 号）</u>第十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する危害予防規程</p> <p>五～九 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（対策計画の特例）</p> <p>第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程</p> <p>五～九 （略）</p> <p>2 （略）</p> |

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（対策計画の特例）</p> <p>第七条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第 号）第十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する危害予防規程</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（対策計画の特例）</p> <p>第七条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第号）第十条に規定する業務を行うこと。</p> <p>2～6（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 第十一条第一項第二十六号に掲げる業務</p> <p>（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）</p> <p>第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十一条第一項第七号、第二十五号及び第二十六号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁</p> | <p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）</p> <p>第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十一条第一項第七号及び第二十五号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とある</p> |

の長」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

のは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（目的） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うもの）に限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>ホ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構構法第十一条第一項第七号の規定に基づき行う事業（地熱に係るもの）</p> | <p>（目的） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うもの）に限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ〜ニ（略）</p> <p>ホ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構構法第十一条第一項第七号の規定に基づき行う事業（地熱に係るもの）</p> |

限る。)及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のため
の低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和
六年法律第 号)第十条第一号の規定に基づき行う事
業に係る補助
へ・ト (略)
二 (略)
4
5
7 (略)

限る。)に係る補助
へ・ト (略)
二 (略)
4
5
7 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（総合資源エネルギー調査会）</p> <p>第十九条 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第 号）、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）及びエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（総合資源エネルギー調査会）</p> <p>第十九条 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）及びエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3 （略）</p> |